

施設使用にあたっての遵守事項・資料館屋外（正面広場）

本遵守事項及び使用内容の変更や管理上必要とすることに違反した場合は、使用を中止することがある。

1. 使用期間中の催しに関する物品は、使用者の責任で管理すること。
2. 来場者の出入りは正面入り口のみとし、自転車や車との接触を避けるなど安全を確保する手段として、出入り口、駐輪場、駐車場等に監視員を配置すること。
3. 着替え場所や機材等の置き場所は、使用者が正面広場の一部にテントを設置するなどして確保すること。
4. 門扉の鍵の返却日については、開館前使用の場合は同日に、閉館後使用の場合は翌日に返却すること。
5. 使用期間中及び使用後の清掃は使用者の責任で行い、ごみ等の残物はすべて持ち帰ること。
6. 著しい騒音・振動の発生する行為を行わないこと。ただし、楽器の演奏など、許可に基づく行為は除く。
7. 楽器の演奏など、近隣の居住者等の生活に影響を与えることが予測される催しを行う際は、事前に使用者の責任で近隣の居住者等に周知を図ること。
8. 危険物の持ち込みや火気の使用を行わないこと。ただし、使用許可に基づく行為を除く。
9. 特定の政党の利害に関する事業を行い、または公私の選挙に関し、特定の候補者を支持する行為を行わないこと。また、特定の宗教を支持し、または特定の教派、宗教若しくは教団を支援する行為を行わないこと。
10. 営利を目的とした行為を行わないこと。ただし、地域振興等や観光振興に寄与することが認められる事業は除く。
11. 資料館の建造物・構造物を損傷しないように留意し、万一損傷・汚損した場合は、使用者において原状回復するための費用の負担を行うこと。
12. 使用者は資料館と事前に十分な打ち合わせを行うとともに、職員の指示に従うこと。